

【指針本文】

1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて**災害時の工事实施体制の確保の状況**や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度又は必要に応じて施工実績の代わりに施工計画等を評価項目に設定
- ・複数年契約、包括発注、共同受注等の**地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用**

【解説】

○ 災害時の工事实施体制の確保の状況等を評価項目に設定

企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績を総合評価落札方式の評価項目に設定する取組として、以下の事例がある。

【地域防災担い手確保型の事例（関東地方整備局）】

(1) 概要

企業における防災に関わる取り組み態勢・活動実績について高く評価する試行。
(災害協定の締結や、災害活動の実績を高く評価)

(2) 有効性

- ・災害協定の締結や活動に係るインセンティブの向上。
- ・災害協定を締結した企業の技術力向上に向けた受注機会を確保。
- ・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。

(3) 適用評価型式

- ・施工能力評価型Ⅱ型

(4) 適用工事種別

- ・全工事種別に適用可能
- ・分任官工事に適用可能
- ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

(5) 配点の特徴

【企業の技術力】のみを30点満点で評価（「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。）

- 1) 緊急時の施工体制【5点】
 - ・「施工都県内」若しくは「半径〇km圏内の市町村等」での本店の有無を評価
- 2) 災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無【5点】
 - ・関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無を評価
- 3) 災害協定の有無【最大5点】
 - ・各行政機関等との災害協定の有無を評価
- 4) 災害協定に基づく活動実績の有無【最大15点】※1各項目3回までの累計により加点可能
 - ・過去5年間の各行政機関等との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無を評価

項目	細目	評価項目例	評価基準	満点	評価点
(1) 企業の 技術力	地域精通度 地域貢献制度	①緊急時の施工体制	施工都県内（半径〇〇km圏内の市区町村）に本店がある その他	30	5 0
		②災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定	認定あり 認定なし		5 0
		③災害協定の有無	「発注事務所」と締結した協定あり 「関東地整本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）及び「関東地整各事務所」、「国の機関」、「地方公共団体」、「特殊法人」等と締結した災害協定あり 協定なし		5 3 0
		④災害活動実績の有無	施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等※2の実績あり。 施工都県内において実施された支援等※1の実績により、「関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※2の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は支援等※2の実績あり。 施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等※2の実績により関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 実績なし		5 3 3 3 0
					最大15点 ※1 各項目3回までの累計により加 点可能
(2) 配置予定 技術者の 技術力	—	—	—	—	—
合計					30

※2 支援等とは、「資機材の移送支援、または情報提供（貸貸含む。）」又は「緊急パトロール」の実績とする。

出典）「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和元年度版）」
（令和元年8月 国土交通省関東地方整備局）

○ 地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用 i) ii)

施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）がある。本方式は、品確法において新たに位置付けられたものである。

【品確法第20条に規定される地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）】

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【基本方針における地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）】

第2 4 多様な入札及び契約の方法

（6）地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
（平成元年10月閣議決定）

本方式を適用する取組として、以下の事例がある。

【都道府県における包括発注方式を適用した事例】

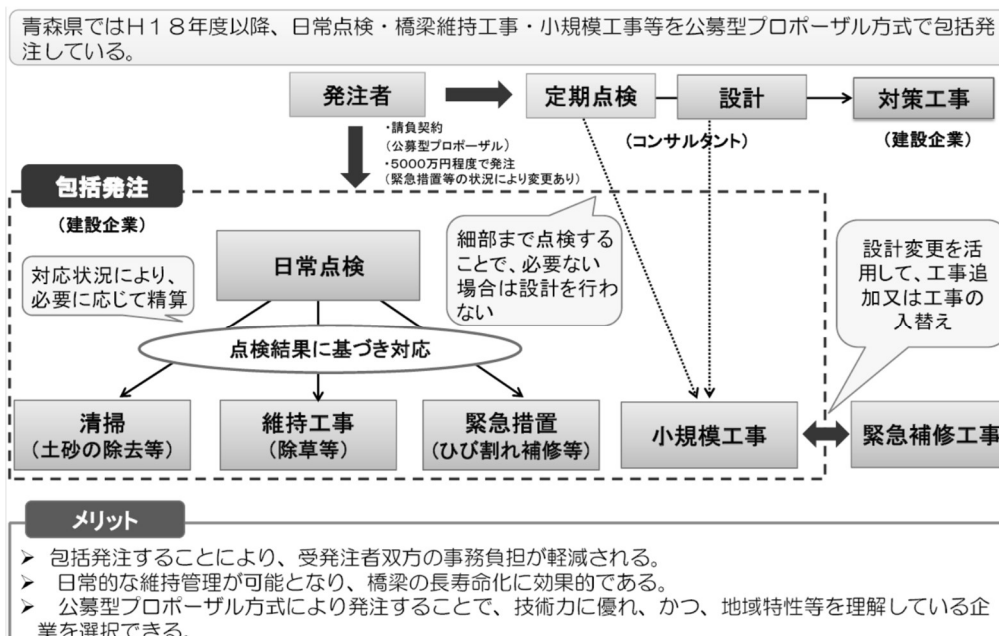
自治体名	発注単位					請負業者		競争方式	入札参加者数
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期	概ねの契約金額 (単位: 億円)		構成業者数		
秋田県	8地域振興局×2～6分割 (計28ブロック)	道路 116km 河川 103km 海岸 15km	道路修繕、河川堆積土砂撤去、 パトロール(道路・河川・海岸・ダム) 道路除草、清掃(道路・河川)	1年 (H23は2年)	0.3	特定JV(甲)	3～5	一般競争入札	1～3
福島県	県内の約6% (1ブロック)	道路 230km 河川 206km	(単価契約) 除雪、補修(道路・河川)	1年	2.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
			(総価契約) 道路柵補修・設置・撤去、 除草(道路・河川)、道路清掃	1年	0.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
栃木県	1土木事務所 — の1つ 9土木事務所	道路 479km 河川 9河川	除雪、 緊急パトロール (道路・河川・砂防施設)	5ヶ月	1.8	事業協同組合	37	プロポーザル	1
長野県	4事務所 — ×2分割 13事務所 (計8ブロック)	道路 50km	道路の小規模補修、道路除草	9ヶ月 (H23は1年)	0.2	特定JV(乙)	3～7	プロポーザル※	2～3
鳥取県	1土木事務所 — 3工区 5土木事務所 — 8工区 (計3ブロック)	道路 67km	除雪、舗装、道路除草	1年	0.5	単体	1	一般競争入札	2～5
島根県	1事務所 — の1つ 12事務所	道路 200km	除雪	4ヶ月	0.2	事業協同組合	38	特命 随意契約	1
	12事務所×1～7分割 (計44ブロック)	(不詳)	道路の小規模修繕、道路除草	半年～1年	0.1	単体	1	指名競争入札	10程度

※長野県では「施工体制確認契約方式」としている

(平成23年2月 国土交通省調べ)

出典)「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 第1回基本問題小委員会」
(平成23年9月国土交通省)

【包括発注方式を適用した事例(青森県)】



出典)「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 第10回基本問題小委員会」
(平成25年11月国土交通省)

(参考法令等)

- 品確法 第20条(地域における社会資本の維持管理に資する方式)
- 基本方針 第2 4 (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

【指針本文】

（２）若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

豊富な実績を有していない**若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式**として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、専任補助者制度の活用等により、**施工実績の要件を緩和**するなど、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、必要に応じて**施工実績の代わりに施工計画を評価**するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制の評価、現場代理人としての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切な評価項目を設定
- ・**ワーク・ライフ・バランス等推進企業**（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を必要に応じて**評価**項目に設定

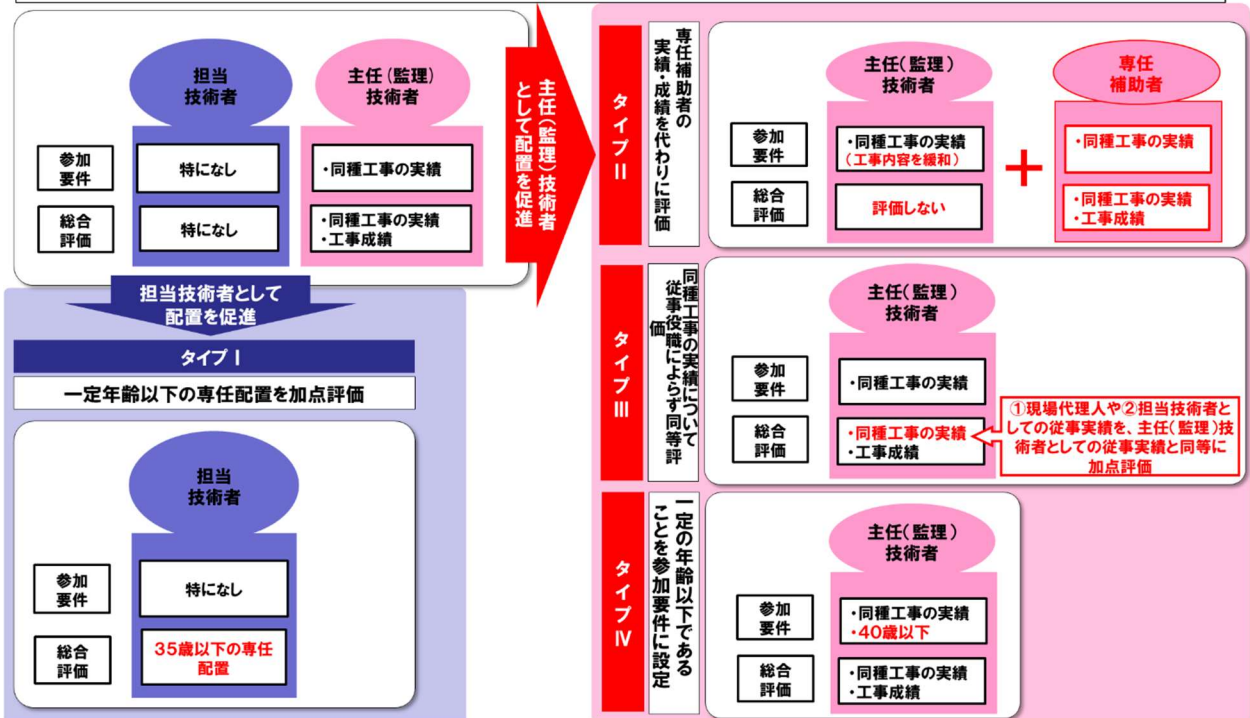
【解 説】

○ 若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

国土交通省では、若手技術者の配置を促す入札契約方式について、検討を進めているところである。

【若手技術者の配置を促す入札契約方式（工事）】

- 若手技術者の現場配置を促すため、様々なタイプの試行を平成25年より実施。
- 平成30年度より、**タイプⅢ（現場代理人での同種実績を同等評価）**については、**全面導入**するなど取り組みを拡大。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(平成30年度第1回) (平成30年8月国土交通省)

○ 施工実績の要件を緩和

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して専任補助者制度を適用する取組として、以下の事例がある。

【専任補助者制度を適用した事例（東北地方整備局）】



○配置予定技術者の能力の評価方法

配置予定技術者を複数申請した場合は、競争参加資格要件を満足する配置予定技術者をそれぞれ評価し、得点の合計（施工経験、工事成績、表彰、CPD）が最も低い者を採用し評価する。専任補助者※を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。

※専任補助者：現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者をいう。

出典)「東北地方整備局 工事の総合評価落札方式運用ガイドライン 令和元年5月 国土交通省東北地方整備局」

○ 施工実績の代わりに施工計画を評価

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を総合評価落札方式において評価する取組として、以下の事例がある。

【施工実績の代わりに施工計画を評価した事例（関東地方整備局）】

■技術提案チャレンジ型（試行）

(1) 概要
地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す試行。 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を評価。
(2) 有効性
・整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の参入機会を確保。 ・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。
(3) 適用評価型式
・技術提案評価型S型(WTO以外)
(4) 適用工事種別
・全工事種別に適用可能 ・分任官工事に適用可能 ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定
(5) 配点の特徴
工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価 ○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格) Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。 Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。 ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。 ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。 ・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。 ○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

■配点表（一般土木）

項目	細目	評価項目例	評価点
(1) 技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16
	手持ち工事量	発注工事に対応する手持ち工事量	4
(2) 企業の技術力	—	—	—
(3) 配置予定技術者の技術力	—	—	—
合計			20

○発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量

本発注工事に対応する手持ち工事量 関東地方整備局における本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率＝発注年度受注額÷過去3年間の平均受注額	手持ち工事量比率0.5未満又は発注年度の受注が無い	4
	手持ち工事量比率0.5以上又は1.0未満	2
	手持ち工事量比率1.0以上又は過去3年間の平均受注額が無く、発注年度の受注がある場合	0

出典)「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和元年度版）令和元年8月 国土交通省関東地方整備局」

○ ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価

ワーク・ライフ・バランス（WLB）に取り組む企業が増加するよう、直轄工事の発注時に WLB 関連認定制度を活用した評価の枠組みを導入。

【建設現場におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の事例】

○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、入札時の技術者評価において技術者の出産等の特例を平成 28 年度から全面導入。

○一般土木 A 等級等の工事において、認定制度を活用した評価を平成 30 年度までに全面的に導入。

出典)「国土交通省記者発表資料（平成 28 年 5 月 19 日）」

【建設現場におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の事例】

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

出典)「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会（平成 30 年 3 月 7 日）資料 2」

【指針本文】

（３）維持管理の技術的課題に対応した方式

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ・施工と維持管理の一体的な発注

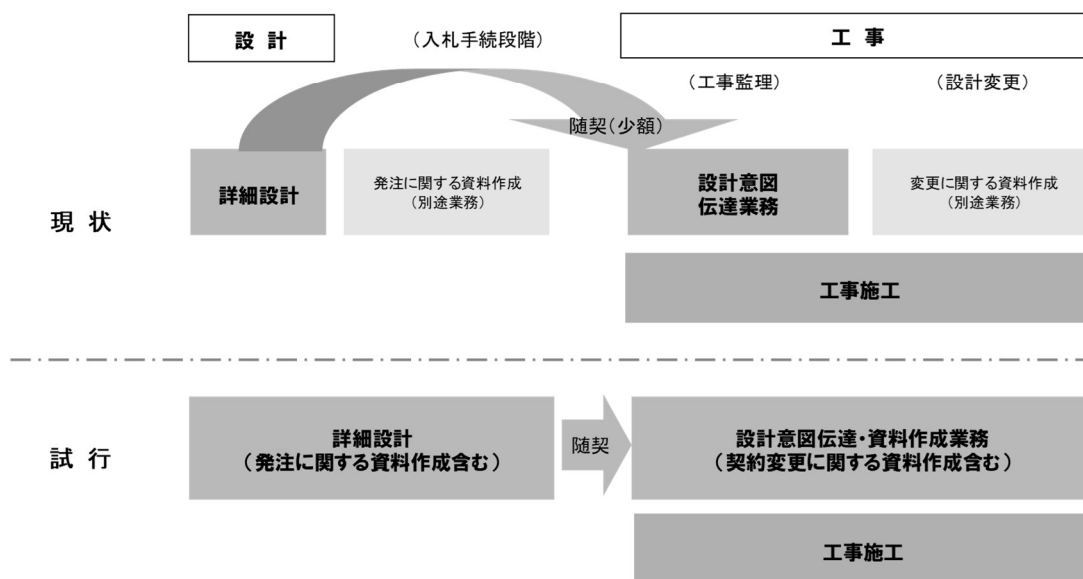
【解 説】

○ 補修設計を実施した者の工事段階での関与

設計を実施した者が工事段階で関与する場合の参考となる取組として、以下の事例がある。

【設計を実施した者の工事段階での関与により対応した事例（九州地方整備局）】

- 設計成果の品質確保・向上を図ることを目的として、設計者が詳細設計から工事完了まで業務に従事することが出来る仕組みを構築する「工事資料作成付き詳細設計業務」を試行
- 「詳細設計業務」を発注する際に、別途随意契約による契約方式で「設計意図伝達・資料作成業務」を発注する予定がある旨を条件とする



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(平成 25 年度第 3 回)」(平成 26 年 3 月国土交通省)

○ 施工と維持管理の一体的な発注

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式を適用する取組として、以下の事例がある。

【施工と維持管理の一体的な発注方式を適用した事例（関東地方整備局）】

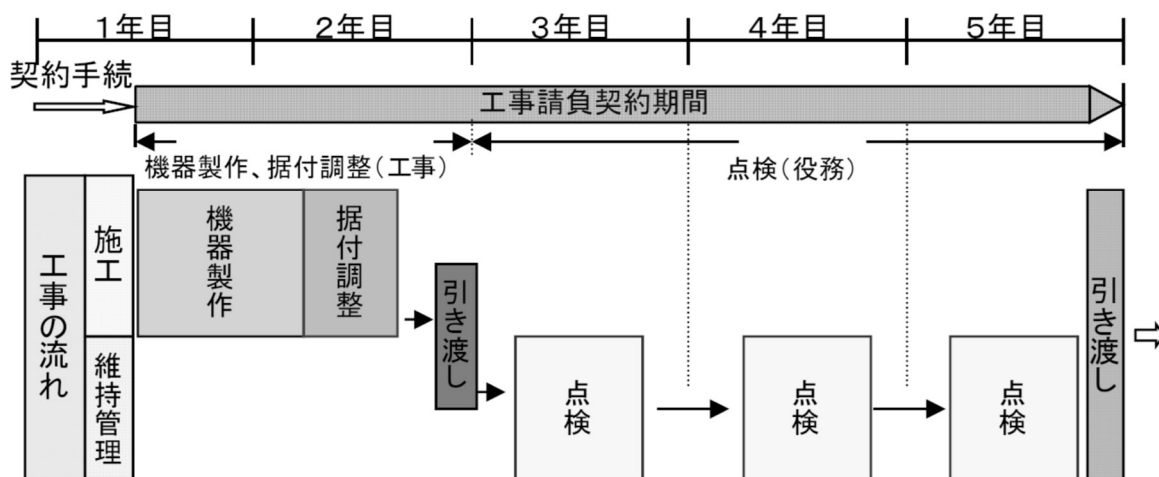
ダム管理用制御処理設備更新工事において、「維持管理付き工事発注方式」を試行します。

宮ヶ瀬ダムのダム管理用制御処理設備について、設備の品質向上と円滑な設備運用を目的として「維持管理付き工事発注方式」によって更新工事を発注します。

維持管理付き工事発注方式は、施工と維持管理を一括して一件の工事として発注するもので、本件は、契約を締結してから2年で設備の機器製作及び据付調整工事を行い、当該設備の引き渡しを受けた後3年間点検等の維持管理を行うものです。

維持管理のし易さを念頭においた機器製作・据付が行われ、維持管理に関する品質向上と効率化が期待されます。

また、工事完成後の初期動作不良等が発生した場合も、工事受注者が設備内容を熟知していることから迅速かつ円滑に対応できることが期待されます。



出典)「記者発表 ダム管理用制御処理設備更新工事において、「維持管理付き工事発注方式」を試行します。」
(平成 23 年 8 月国土交通省関東地方整備局)

【指針本文】

（４）発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち**工事監督業務等に係る発注関係事務の一部**又は全部を**民間に委託**
- ・事業促進を図るため、測量、**調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委託**

なお、これらの入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

【解 説】

○ 工事監督業務等に係る発注関係事務の一部を民間に委託 ¹⁾

工事監督業務等に係る発注関係事務の一部を民間に委託する取組（CM方式）として、以下の事例がある。

【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】（再掲）

1) 事業概要とCM方式試行の経緯

平成16年7月に発生した「7.13 新潟・福島豪雨」では、信濃川下流支川の刈谷田川・五十嵐川が破堤・氾濫し、周辺市町村に大きな人的・物的被害をもたらした。これを受け信濃川下流河川事務所では、刈谷田川及び五十嵐川の改修（新潟県が実施）に伴い流量が増加するため流下能力が不足する信濃川本川（国管理河川）の区間及び刈谷田川下流部について、緊急的・かつ集中的に治水対策を行う「河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊事業」という）」を実施している。復緊事業は事業費約386億円の大規模プロジェクトであり、実施にあたり以下の課題があった。

I 限られた期間

- ・H16年度からH20年度までの5年間に、復緊区間全区間で集中的に実施する。

II 膨大な施工量であるが、一括施工ではなく各種地元協議を経ての段階施工

- ・延長約30kmの両岸約300万m³の土砂を用い築堤等の堤防強化を実施する。
- ・地元との協議や占用地解除、用地取得が完了した箇所から順次工事発注する。

III 他事業の発生土利用によるコスト縮減と土砂調整

- ・信濃川河川事務所実施の大河津分水路可動堰改築事業、新潟県実施の助成事業・復緊事業からの大量の発生土を複数の施工箇所から利用するなど、各工事が輻輳する。

IV 体制の強化

- ・工事集中により膨大な事務量となるため事務所の体制強化が必要となった。

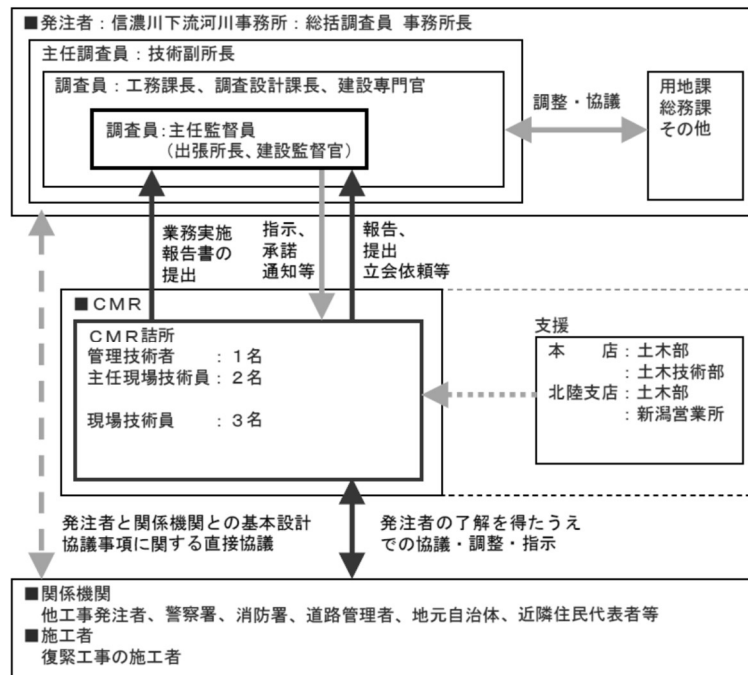


図 信濃川築堤における CMR の役割 (CMR からの提供資料 (H19、20 の体制))

出典)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

(参考資料)

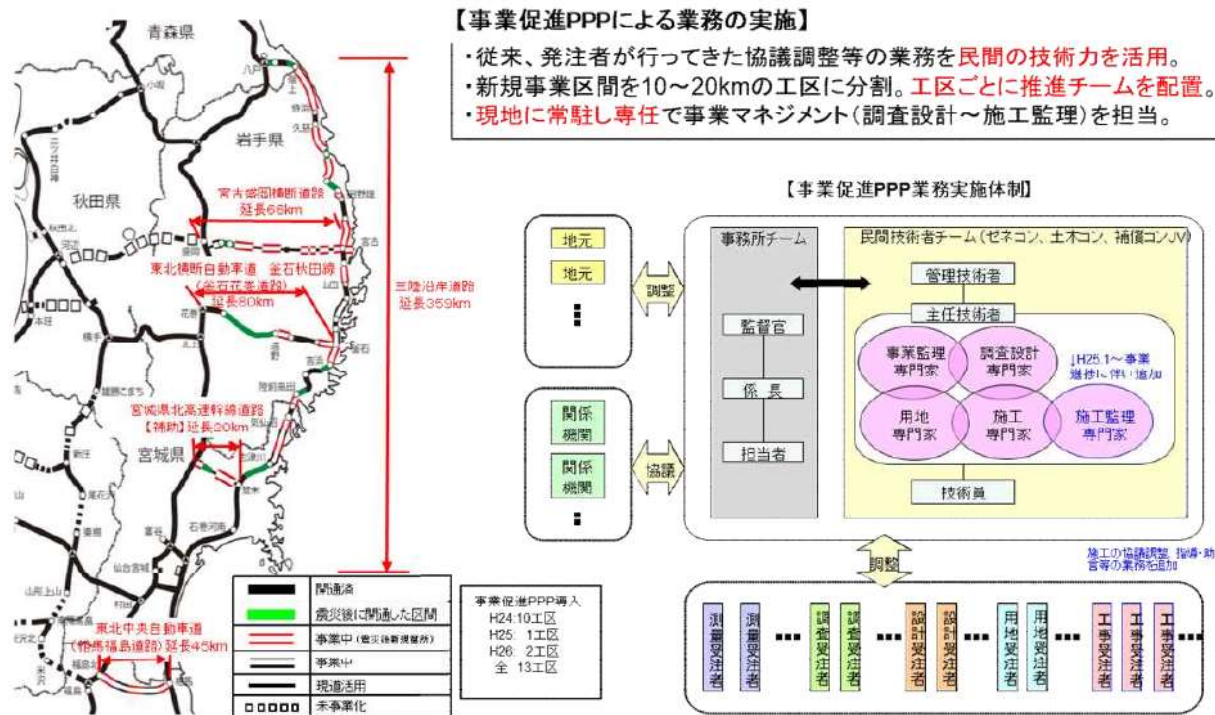
- 1)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集 (案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

○ 調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委託

1) 2) 3)

官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う取組（事業促進PPP）として、以下の事例がある。

【事業促進PPP方式を適用した事例（東北地方整備局）】



出典)「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン 平成31年3月 国土交通省」

建築分野では、全国営繕主管課長会議により、公共建築における発注関係事務に係る支援方策が検討され、「発注者支援業務事例集」「発注者支援業務等業務委託様式事例集」等が取りまとめられている。

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」(平成 31 年 3 月 国土交通省)
- 2) 「発注者支援業務事例集」(平成 19 年 3 月 (最終平成 30 年 5 月) 全国営繕主管課長会議)
- 3) 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」(令和元年 6 月 全国営繕主管課長会議)